

令和7年度 瑞穂市水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

(1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。

(3) 検査項目及び検査頻度については、別添令和7年度浄水水質検査計画表（別表1）のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び遊離残留塩素濃度の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号ーイ）については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等（水道法施行規則第15条第1項第3号ーイ）の検査は、月1回行います。

その他の項目検査については、別添令和7年度浄水水質検査計画表（別表1）に掲げる検査頻度により行います。

2 水道施設の概要

(1) 瑞穂市上水道

<施設>

深井戸

各浄水場内に設置する揚水ポンプで揚水後、塩素消毒を行い給水します。

<給水状況>

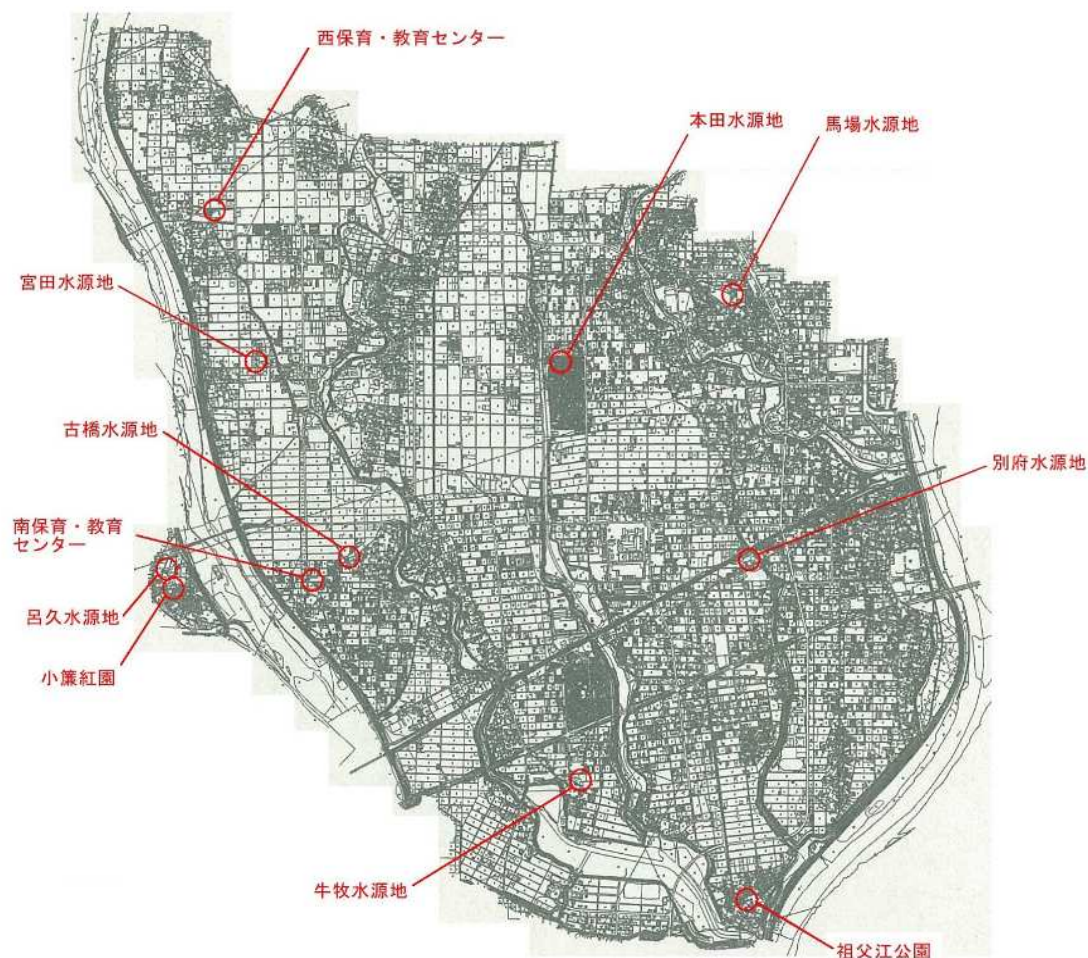
給水区域	瑞穂市全域、大垣市墨俣町さい川、さい川堤外地の一部 安八郡神戸町大字柳瀬の一部、大字斉田の一部
給水人口	49,440人
計画1日最大給水量	24,560m ³
1日最大給水量	19,606m ³
1人1日平均給水量	0.34m ³
1日平均給水量	16,692m ³

※計画1日最大給水量以外の数値は、令和5年度の数値です。

<浄水施設の概要>

水源地名	所在地	原水の種類	浄水処理方法
別府水源地	瑞穂市別府1688番地2	200m 5号井 地下水 120m 6号井 250m 8号井	塩素滅菌のみ
宮田水源地	瑞穂市宮田147番地	130m 1号井 地下水 130m 2号井	塩素滅菌のみ
本田水源地	瑞穂市本田1552番地197	地下水 120m 4号井	塩素滅菌のみ
牛牧水源地	瑞穂市牛牧1580番地8	地下水 120m 3号井	塩素滅菌のみ
馬場水源地	瑞穂市馬場上光町2丁目107番地	地下水 120m 7号井	塩素滅菌のみ
古橋水源地	瑞穂市古橋799番地1	地下水 150m	塩素滅菌のみ
呂久水源地	神戸町大字斉田1364番地97	地下水 145m	塩素滅菌のみ

<配水系統と検査地点図>



3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

原水は、地下120mから250mまでの深井戸で、水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、汚染原因は特にありません。原水の水質が良好のため浄水方法は、消毒のみです。管路は、ダクトイル鋳鉄管と硬質塩化ビニル管、配水ポリエチレン管、鋼管等です。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、令和7年度浄水水質検査計画表（別表1）、令和7年度原水水質検査計画表（別表2）に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

6 水質検査の方法

水道法第20条第1項及び同法施行規則第15条に基づく浄水水質検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく原水水質検査については、水道法第20条第3項に基づく登録検査機関に委託し実施します。

7 水質検査の委託の範囲

試料の採水及び運搬、水質検査（臨時水質検査含む。）は、登録検査機関に委託します。

8 委託した検査の実施状況の確認方法

- （1）検査結果の根拠となる資料の確認等により検査機関の検査状況を把握します。
- （2）外部精度管理調査結果や内部精度管理の情報を取得し、また、水質基準項目の品質管理の認証取得やそれに類する取組状況に関する書類（水道水質検査優良試験所規範（水道GLP））等により、登録検査機関の技術能力の把握に努めます。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

令和7年度の水質検査計画は、ホームページ等に掲載して公表します。令和6年度の検査結果についても、ホームページ等に掲載して公表します。利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受付けし、お答えします。

10 関係機関との連携等

- （1）水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。また、不適項目があった場合には、その原因究明に努める等適切に対処します。なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。
- （2）年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- （3）水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関と連携を図り実施します。
- （4）水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	瑞穂市上水道				
浄水場名	別府水源地(浄水場)				
採水の場所(住所及び施設名)	瑞穂市祖父江1143番地5 祖父江公園				
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他
水質検査委託機関名称	株式会社 総合保健センター				

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎			○						○			○	4	3ヶ月に1回
14 四塩化炭素	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1・4-ジオキサン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
20 ベンゼン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40 蒸発残留物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
45 フェノール類	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
項目数		9	9	31	9	9	51	9	9	31	9	9	31		

※1 検査回数省略の根拠

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	瑞穂市上水道
浄水場名	宮田水源地(浄水場)
採水の場所(住所及び施設名)	瑞穂市居倉177番地1 西保育・教育センター
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他
水質検査委託機関名称	株式会社 総合保健センター

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
14 四塩化炭素	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1・4-ジオキサン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
20 ベンゼン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40 蒸発残留物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
45 フェノール類	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
項目数		9	9	32	9	9	51	9	9	32	9	9	32		

※1 検査回数省略の根拠

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	瑞穂市上水道
浄水場名	本田水源地(浄水場)
採水の場所(住所及び施設名)	瑞穂市本田1552番地197
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他
水質検査委託機関名称	株式会社 総合保健センター

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎			○					○				○	4	3ヶ月に1回
14 四塩化炭素	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1・4-ジオキサン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
20 ベンゼン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40 蒸発残留物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
45 フェノール類	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
項目数		9	9	31	9	9	51	9	9	31	9	9	31		

※1 検査回数省略の根拠

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	瑞穂市上水道
浄水場名	牛牧水源地(浄水場)
採水の場所(住所及び施設名)	瑞穂市牛牧1580番地8
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他
水質検査委託機関名称	株式会社 総合保健センター

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎			○					○				○	4	3ヶ月に1回
14 四塩化炭素	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1・4-ジオキサン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
20 ベンゼン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
40 蒸発残留物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
45 フェノール類	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
項目数		9	9	33	9	9	51	9	9	33	9	9	33		

※1 検査回数省略の根拠

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	瑞穂市上水道
浄水場名	馬場水源地(浄水場)
採水の場所(住所及び施設名)	瑞穂市馬場上光町2丁目107番地
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他
水質検査委託機関名称	株式会社 総合保健センター

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
14 四塩化炭素	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1・4-ジオキサン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
20 ベンゼン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40 蒸発残留物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
45 フェノール類	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
項目数		9	9	31	9	9	51	9	9	31	9	9	31		

※1 検査回数省略の根拠

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	瑞穂市上水道
浄水場名	古橋水源地(浄水場)
採水の場所(住所及び施設名)	瑞穂市古橋1129番地1 南保育・教育センター
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他
水質検査委託機関名称	株式会社 総合保健センター

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
14 四塩化炭素	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1・4-ジオキサン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
20 ベンゼン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
40 蒸発残留物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
45 フェノール類	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
項目数		9	9	33	9	9	51	9	9	33	9	9	33		

※1 検査回数省略の根拠

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	瑞穂市上水道
浄水場名	呂久水源地(浄水場)
採水の場所(住所及び施設名)	瑞穂市呂久1350番地 小簾紅園
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他
水質検査委託機関名称	株式会社 総合保健センター

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
14 四塩化炭素	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1・4-ジオキサン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
20 ベンゼン	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40 蒸発残留物	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で、水源が地下水のため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回
45 フェノール類	年1回						○							1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
項目数		9	9	31	9	9	51	9	9	31	9	9	31		

※1 検査回数省略の根拠

3 原水水質検査計画（別表2）

（水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針による原水検査等）

水道事業名	浄水場名並び水源名	水源種別 (被圧地下水・地表水・ 被圧地下水以外の地下水等)	浄水方法	過去の指 標菌の検 出の有無	リスク レベル	原水等の検査			備 考
						指標菌	クリプトスポリジウム等	全項目検 査実施月	
						頻 度 回／年	頻 度 回／年		
瑞穂市上水道	別府水源地 No.5 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	別府水源地 No.6 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	別府水源地 No.8 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	本田水源地 No.4 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	馬場水源地 No.7 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	牛牧水源地 No.3 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	宮田水源地 No.1 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	宮田水源地 No.2 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	古橋水源地 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	呂久水源地 取水井	被圧地下水	塩素滅菌のみ	無	L1	4	0	6月	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。

4 ゴルフ場農薬に係る水道水検査(別表3)

水道名	水源の 名称	水源 種類	検査対象農薬名(商品名)			検査月			関係ゴルフ場名	備考
			殺菌剤	殺虫剤	除草剤	第1回	第2回	第3回		
該当施設なし										

5 ダイオキシン類検査(別表4)

水道事業名 (水源名等も記入)	ダイオキシン類			備考
	原水・浄水の別	頻 度		
		毎月	回／年	
該当なし				

6 水源選定及び給水開始前全項目検査(別表5)

区分	水源選定		給水開始前		備考
	水道名	件数	水道名	件数	
年 月	該当なし				
年 月					
年 月					

○水質管理目標設定項目検査計画(別表6)

No	水道事業名	浄水場名並び水源名	原水・浄水の別	検査項目	検査予定月	備考
1	瑞穂市上水道	別府水源地(浄水場)	原水	アンチモン及びその化合物	6月	
2		別府水源地(浄水場)	原水	ウラン及びその化合物	6月	
3		別府水源地(浄水場)	原水	ニッケル及びその化合物	6月	
4		別府水源地(浄水場)	原水	1,2-ジクロロエタン	6月	
5		別府水源地(浄水場)	原水	トルエン	6月	
6		別府水源地(浄水場)	原水	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	6月	
7		別府水源地(浄水場)	浄水	ジクロロアセトニトリル	6月	
8		別府水源地(浄水場)	浄水	抱水クロラール	6月	
9		別府水源地(浄水場)	原水	遊離炭酸	6月	
10		別府水源地(浄水場)	原水	1,1,1-トリクロロエタン	6月	
11		別府水源地(浄水場)	原水	メチルセブチルエーテル	6月	
12		別府水源地(浄水場)	原水	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	6月	
13		別府水源地(浄水場)	原水	臭気強度(TON)	6月	
14		別府水源地(浄水場)	原水	腐食性(ランゲリア指数)	6月	
15		別府水源地(浄水場)	原水	従属栄養細菌	6月	
16		別府水源地(浄水場)	原水	1,1-ジクロロエチレン	6月	
17		別府水源地(浄水場)	原水	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	6月	
18		本田水源地(浄水場)	原水	アンチモン及びその化合物	6月	
19		本田水源地(浄水場)	原水	ウラン及びその化合物	6月	
20		本田水源地(浄水場)	原水	ニッケル及びその化合物	6月	
21		本田水源地(浄水場)	原水	1,2-ジクロロエタン	6月	
22		本田水源地(浄水場)	原水	トルエン	6月	
23		本田水源地(浄水場)	原水	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	6月	
24		本田水源地(浄水場)	浄水	ジクロロアセトニトリル	6月	
25		本田水源地(浄水場)	浄水	抱水クロラール	6月	
26		本田水源地(浄水場)	原水	遊離炭酸	6月	
27		本田水源地(浄水場)	原水	1,1,1-トリクロロエタン	6月	
28		本田水源地(浄水場)	原水	メチルセブチルエーテル	6月	
29		本田水源地(浄水場)	原水	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	6月	
30		本田水源地(浄水場)	原水	臭気強度(TON)	6月	
31		本田水源地(浄水場)	原水	腐食性(ランゲリア指数)	6月	
32		本田水源地(浄水場)	原水	従属栄養細菌	6月	
33		本田水源地(浄水場)	原水	1,1-ジクロロエチレン	6月	
34		本田水源地(浄水場)	原水	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	6月	
35		馬場水源地(浄水場)	原水	アンチモン及びその化合物	6月	
36		馬場水源地(浄水場)	原水	ウラン及びその化合物	6月	
37		馬場水源地(浄水場)	原水	ニッケル及びその化合物	6月	
38		馬場水源地(浄水場)	原水	1,2-ジクロロエタン	6月	
39		馬場水源地(浄水場)	原水	トルエン	6月	
40		馬場水源地(浄水場)	原水	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	6月	

○水質管理目標設定項目検査計画(別表6)

No	水道事業名	浄水場名並び水源名	原水・浄水の別	検査項目	検査予定月	備考
41		馬場水源地(浄水場)	浄水	ジクロロアセトニトリル	6月	
42		馬場水源地(浄水場)	浄水	抱水クロラール	6月	
43		馬場水源地(浄水場)	原水	遊離炭酸	6月	
44		馬場水源地(浄水場)	原水	1,1,1-トリクロロエタン	6月	
45		馬場水源地(浄水場)	原水	メチル-tert-ブチルエーテル	6月	
46		馬場水源地(浄水場)	原水	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	6月	
47		馬場水源地(浄水場)	原水	臭気強度(TON)	6月	
48		馬場水源地(浄水場)	原水	腐食性(ランゲリア指数)	6月	
49		馬場水源地(浄水場)	原水	従属栄養細菌	6月	
50		馬場水源地(浄水場)	原水	1,1-ジクロロエチレン	6月	
51		馬場水源地(浄水場)	原水	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	6月	
52		牛牧水源地(浄水場)	原水	アンチモン及びその化合物	6月	
53		牛牧水源地(浄水場)	原水	ウラン及びその化合物	6月	
54		牛牧水源地(浄水場)	原水	ニッケル及びその化合物	6月	
55		牛牧水源地(浄水場)	原水	1,2-ジクロロエタン	6月	
56		牛牧水源地(浄水場)	原水	トルエン	6月	
57		牛牧水源地(浄水場)	原水	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	6月	
58		牛牧水源地(浄水場)	浄水	ジクロロアセトニトリル	6月	
59		牛牧水源地(浄水場)	浄水	抱水クロラール	6月	
60		牛牧水源地(浄水場)	原水	遊離炭酸	6月	
61		牛牧水源地(浄水場)	原水	1,1,1-トリクロロエタン	6月	
62		牛牧水源地(浄水場)	原水	メチル-tert-ブチルエーテル	6月	
63		牛牧水源地(浄水場)	原水	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	6月	
64		牛牧水源地(浄水場)	原水	臭気強度(TON)	6月	
65		牛牧水源地(浄水場)	原水	腐食性(ランゲリア指数)	6月	
66		牛牧水源地(浄水場)	原水	従属栄養細菌	6月	
67		牛牧水源地(浄水場)	原水	1,1-ジクロロエチレン	6月	
68		牛牧水源地(浄水場)	原水	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	6月	
69		宮田水源地(浄水場)	原水	アンチモン及びその化合物	6月	
70		宮田水源地(浄水場)	原水	ウラン及びその化合物	6月	
71		宮田水源地(浄水場)	原水	ニッケル及びその化合物	6月	
72		宮田水源地(浄水場)	原水	1,2-ジクロロエタン	6月	
73		宮田水源地(浄水場)	原水	トルエン	6月	
74		宮田水源地(浄水場)	原水	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	6月	
75		宮田水源地(浄水場)	浄水	ジクロロアセトニトリル	6月	
76		宮田水源地(浄水場)	浄水	抱水クロラール	6月	
77		宮田水源地(浄水場)	原水	遊離炭酸	6月	
78		宮田水源地(浄水場)	原水	1,1,1-トリクロロエタン	6月	
79		宮田水源地(浄水場)	原水	メチル-tert-ブチルエーテル	6月	
80		宮田水源地(浄水場)	原水	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	6月	

○水質管理目標設定項目検査計画(別表6)

No	水道事業名	浄水場名並び水源名	原水・浄水の別	検査項目	検査予定月	備考
81		宮田水源地(浄水場)	原水	臭気強度(TON)	6月	
82		宮田水源地(浄水場)	原水	腐食性(ランゲリア指数)	6月	
83		宮田水源地(浄水場)	原水	従属栄養細菌	6月	
84		宮田水源地(浄水場)	原水	1,1-ジクロロエチレン	6月	
85		宮田水源地(浄水場)	原水	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	6月	
86		古橋水源地(浄水場)	原水	アンチモン及びその化合物	6月	
87		古橋水源地(浄水場)	原水	ウラン及びその化合物	6月	
88		古橋水源地(浄水場)	原水	ニッケル及びその化合物	6月	
89		古橋水源地(浄水場)	原水	1,2-ジクロロエタン	6月	
90		古橋水源地(浄水場)	原水	トルエン	6月	
91		古橋水源地(浄水場)	原水	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	6月	
92		古橋水源地(浄水場)	浄水	ジクロロアセトニトリル	6月	
93		古橋水源地(浄水場)	浄水	抱水クロラール	6月	
94		古橋水源地(浄水場)	原水	遊離炭酸	6月	
95		古橋水源地(浄水場)	原水	1,1,1-トリクロロエタン	6月	
96		古橋水源地(浄水場)	原水	メチルセブチルエーテル	6月	
97		古橋水源地(浄水場)	原水	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	6月	
98		古橋水源地(浄水場)	原水	臭気強度(TON)	6月	
99		古橋水源地(浄水場)	原水	腐食性(ランゲリア指数)	6月	
100		古橋水源地(浄水場)	原水	従属栄養細菌	6月	
101		古橋水源地(浄水場)	原水	1,1-ジクロロエチレン	6月	
102		古橋水源地(浄水場)	原水	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	6月	
103		呂久水源地(浄水場)	原水	アンチモン及びその化合物	6月	
104		呂久水源地(浄水場)	原水	ウラン及びその化合物	6月	
105		呂久水源地(浄水場)	原水	ニッケル及びその化合物	6月	
106		呂久水源地(浄水場)	原水	1,2-ジクロロエタン	6月	
107		呂久水源地(浄水場)	原水	トルエン	6月	
108		呂久水源地(浄水場)	原水	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	6月	
109		呂久水源地(浄水場)	浄水	ジクロロアセトニトリル	6月	
110		呂久水源地(浄水場)	浄水	抱水クロラール	6月	
111		呂久水源地(浄水場)	原水	遊離炭酸	6月	
112		呂久水源地(浄水場)	原水	1,1,1-トリクロロエタン	6月	
113		呂久水源地(浄水場)	原水	メチルセブチルエーテル	6月	
114		呂久水源地(浄水場)	原水	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	6月	
115		呂久水源地(浄水場)	原水	臭気強度(TON)	6月	
116		呂久水源地(浄水場)	原水	腐食性(ランゲリア指数)	6月	
117		呂久水源地(浄水場)	原水	従属栄養細菌	6月	
118		呂久水源地(浄水場)	原水	1,1-ジクロロエチレン	6月	
119		呂久水源地(浄水場)	原水	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	6月	